

おくやみハンドブック

～死亡に伴う各種手続きのご案内～

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができます。
ぜひご利用ください。



松戸市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

松戸市では、

ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、
一般的な役所以外の手続きについて、
ご遺族の方のお助けができればとの思いからパンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。
このパンフレットが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

おくやみナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に確認ができる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。



<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12207>

該当する手続きや詳細、手続きを行う担当課の訪問順が確認できます。

質問に答えて

手続き抽出

詳細確認

手続きの流れ

STEP 1 各種手続きチェックリスト

P3 “手続き確認チェックシート” で必要な手続きを確認ください。「おくやみ手続きナビ」でも簡単に手続き把握できます。ぜひご活用ください。

STEP 2 持ち物の確認

各種手続きページから「持ち物」をご確認ください。

STEP 3 おくやみコーナーの予約または直接各課にて手続き

おくやみコーナーご予約について

おくやみコーナーとは・・・

市役所市民課にてワンストップで各種手続きのお手伝いやご案内をさせていただきます。下記参照いただき、おくやみコーナーのご予約の参考にいただければ幸いです。

1. 4課以上で手続きが必要な場合は予約を推奨します。
2. 直近での手続きを希望の場合は、ご自身にて手続き対応も可能です。
3. 足腰に不安のある方は上記に関わらず予約を推奨します。

【事前予約制】

市民課 ☎ 047-366-7340

『おくやみコーナーの予約』とお伝えください。

受付時間（月）～（金） 午前8時30分から午後5時まで

※（祝・休）、12/29～1/3を除く

※手続きによっては担当の窓口にご案内もございます。

※松戸市以外に死亡届を提出された場合は、戸籍や住民票の死亡記載に日数を要します。

手続き確認チェックシート

あなたにとって必要な手続きか、不要な手続きなのか、内容を確認してチェックしましょう。
必要な手続きがあった場合、完了した時にもチェックしておくくと便利です。

区分	手続き内容	必要	不要	完了	掲載ページ
1	基本	死亡届			07
		世帯主変更届			07
2	税	軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）の名義変更又は廃車届			08
		軽自動車（二輪車・三輪・四輪）の名義変更又は廃車届			08
		市民税・県民税・森林環境税に係る相続人代表者指定（変更）届			09
		「固定資産税・都市計画税 現所有者申告書」の届出			09
		未登記家屋所有者変更届（相続用）			10
		被相続人の市税滞納状況の確認と相談			10
3	健康保険	葬祭費の支給申請			11
		葬祭費の支給申請・被保険者証の返還			11
4	介護保険	介護保険被保険者証・負担割合証の返還			12
5	年金	未支給年金（国民年金第1号被保険者期間のみの方及び障害基礎年金、遺族基礎年金又は寡婦年金のみを受給していた方）			13
		未支給年金（厚生年金や国民年金第3号被保険者の期間がある方）			13
		死亡届（年金受給者）			14
		死亡届（国民年金第1号被保険者）			14
		遺族基礎年金			14
		死亡一時金			15
		寡婦年金			15
		遺族厚生年金			16

区分	手続き内容	必要	不要	完了	掲載ページ
6	福祉 (子ども)	子ども医療費助成制度			17
		児童手当			17
		遺児手当			17
		児童扶養手当			18
		ひとり親家庭等医療費等助成制度			18
7	福祉 (障害者)	身体障害者手帳返還届			19
		療育手帳返還届			19
		精神障害者保健福祉手帳返還届			19
		自立支援医療受給者証(精神通院) 返還届			20
		地域生活支援事業の受給者証の返還			20
		障害者総合支援・ 障害児支援の受給者証の返還			20
		重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届			21
		難病者援護金受給資格喪失届			21
		特別障害者手当死亡届			21
		障害児福祉手当死亡届			22
		経過的福祉手当死亡届			22
		松戸市心身障害児福祉手当受給者変更 申請書			22
		松戸市心身障害児福祉手当失権届			23
		松戸市ねたきり身体障害者等 福祉手当受給失権届			23
		松戸市福祉タクシー利用資格喪失届			23
		松戸市心身障害者自動車燃料助成券(ガソリン券)			24
		特別児童扶養手当資格喪失届			24
		特別児童扶養手当受給者死亡届			24
		千葉県心身障害者扶養年金支給請求			25
		千葉県心身障害者扶養年金弔慰金支給請求			25
		千葉県心身障害者扶養年金死亡届			26

チェックリスト

各種手続き

市役所以外で行う手続き

相続について

広告掲載事業者

区分		手続き内容	必要	不要	完了	掲載ページ
8	市営住宅	市営住宅退去届				27
		承継入居申請				27
		異動届				28
9	環境	犬の登録事項変更届出書（飼い主の変更）				29
		し尿処理申請事項変更届				29
10	墓地	松戸市営白井聖地公園墓地使用権承継届				30
11	上下水道	（上水道）使用者変更届、使用中止届（市営水道給水区域及び県営水道給水区域の使用者）				31
		（下水道）使用者変更届、使用中止届				31
12	その他	準用河川占用許可に係る権利譲渡承認申請書				32
		森林の土地の所有者届出				32
		法定外公共物（水路）占用許可に係る権利義務承継届				32
		道路占用許可の変更届出				33
		法定外公共物（里道）占用許可に係る権利義務承継届				33
		農地法第3条の3の規定による届（農地台帳の整備のため）				33
		松戸市災害弔慰金の支給申請				34
		松戸市犯罪被害者等支援条例に基づく遺族支援金				34

MEMO

[illegible]

チエツクリスト

1 死亡届など基本的な手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
死亡届		市民課及び支所 ☎047-366-7340 市役所新館1階及び支所 死亡したところ、亡くなった方の本籍があるところ、または届出人の住所のある市区町村
手続き期限	死亡の事実を知ってから7日以内	
対象者		
手続きができる方	親族または同居者	
必要な持ち物	・死亡届書 ・届出人の印鑑	
備考		
世帯主変更届		市民課及び支所 ☎047-366-7340 市役所新館1階及び支所
手続き期限	無し ※変更の必要が生じた時	
対象者	世帯主の変更を希望する方 ※市役所では世帯主が死亡により変更が生じる場合、住民票の次位に記載されている方を世帯主にします	
手続きができる方	同居者	
必要な持ち物	・届出人の本人確認書類	
備考	国民健康保険に加入している方で、世帯主が変更になる場合は保険証の差し替えがありますので、世帯全員の保険証が必要となります	

2 税に関する手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）の 名義変更又は廃車届		税制課及び支所 ☎047-366-7321 市役所新館2階及び支所
手続き期限	遅滞なく	
対象者	納税義務者	
手続きができる方	相続人	
必要な持ち物	・届出人の本人確認書類 ・相続人申立書 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート	
備考	亡くなられた方と相続人が別世帯の場合は、 相続人であることを証明できる書類（戸籍全 部事項証明書等）が必要です	
軽自動車（二輪車・三輪・四輪）の名義変更又は廃車届		二輪（125ccを超えるもの） 関東運輸局千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2023 野田市上三ヶ尾207-22 三輪、四輪 軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 ☎050-3816-3117 野田市上三ヶ尾207-26
手続き期限	遅滞なく	
対象者	納税義務者	
手続きができる方	詳しくは、右記窓口へお問合せください	
必要な持ち物		
備考		

必要な手続きと内容		受付窓口
市民税・県民税・森林環境税に係る相続人代表者指定（変更）届		市民税課 ☎047-366-7322 市役所新館2階
手続き期限	相続の開始があったことを知った時から概ね3ヶ月以内 ※届出がなかった場合は、こちらから相続人代表者を指定する場合があります	
対象者	同一世帯に相続人となる親族がいない納税義務者の方が亡くなった場合	
手続きができる方	相続人	
必要な持ち物	・届出人の本人確認書類	
備考	詳細につきましては、市民税課にお問い合わせください	
「固定資産税・都市計画税 現所有者申告書」の届出		固定資産税課 ☎047-366-7323 市役所新館2階
手続きが必要な場合	固定資産税課税台帳に所有者として登録されている方が死亡した場合	
手続き期限	現所有者（相続人等）であることを知った日の翌日から3か月以内	
手続きができる方	相続人等	
必要な持ち物	※詳しくは、固定資産税課へお問い合わせください	
備考	※相続に伴い、固定資産税の納税義務が継承される可能性があります	

必要な手続きと内容		受付窓口
未登記家屋所有者変更届（相続用）		固定資産税課 ☎047-366-7323 市役所新館2階
手続きが必要な場合	相続により未登記家屋の所有者を変更する場合	
手続き期限	変更事由発生日の属する年の翌年の1月31日まで	
手続きができる方	相続人等	
必要な持ち物	詳しくは、固定資産税課へお問い合わせください	
備考		
被相続人の市税滞納状況の確認と相談		債権管理課 ☎047-704-4004 市役所本館2階
相談期限	遅滞なく	
相談が必要な場合	被相続人に市税の未納がある場合や不明な場合 また、課税された年度に全額納付されずに亡くなられた場合	
相談ができる方	相続人	
必要な持ち物	詳しくは、債権管理課までお問合せください	
備考	被相続人に市税の未納がある場合は、相続人へ承継されます	

3 健康保険に関する手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
葬祭費の支給申請		国保年金課給付班及び支所 ☎047-712-0141 (国民健康保険コールセンター) 市役所本館1階及び支所
手続き期限	葬儀を行った日の翌日から2年間	
対象者	国民健康保険被保険者	
手続きができる方	葬祭執行者(喪主)	
必要な持ち物	- 葬儀費用の領収書(写し)または会葬礼状 - 領収書の宛名の方、会葬礼状に記載の喪主(施主)の認め印と口座のわかるもの	
備考		
葬祭費の支給申請・被保険者証の返還		国保年金課後期高齢者医療班及び支所 ☎047-712-0141 (国民健康保険コールセンター) 市役所本館1階及び支所
手続き期限	葬儀を行った日の翌日から2年間	
対象者	後期高齢者医療被保険者	
手続きができる方	葬祭執行者(喪主)	
必要な持ち物	- 葬儀費用の領収書(写し)または会葬礼状(写し) - 喪主の口座番号、口座名義人が確認できるもの	
備考		

必要な手続きと内容		受付窓口
介護保険被保険者証・負担割合証の返還		介護保険課及び支所 ☎047-366-7370 （介護保険事務センター） 市役所本館1階及び支所
手続き期限	無し	
対象者	65歳以上の方又は40～64歳までで 被保険者証（負担割合証）の交付を受けた方	
手続きができる方	指定なし	
必要な持ち物	・介護保険被保険者証 ・負担割合証（該当者のみ）	
備考		

[illegible]

5 年金に関する手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
未支給年金 (国民年金第1号被保険者期間のみの方及び障害基礎年金、遺族基礎年金又は寡婦年金のみを受給していた方)		国保年金課国民年金班及び支所 ☎047-366-7352 市役所新館3階及び支所 請求者の住所地を管轄する日本年金機構の各年金事務所 日本年金機構 松戸年金事務所 ☎047-345-5517 松戸市新松戸1-335-2 ※お電話でのお問い合わせのみ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
手続き期限	年金受給者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内	
対象者	年金受給者のうち国民年金第1号被保険者の期間のみの方が死亡した場合 ※支給要件がありますので、個別にご相談ください	
手続きができる方	請求者本人(生計同一関係のある配偶者等) ※請求順位がありますので、個別にご相談ください	
必要な持ち物	請求者によって異なりますので、詳しくは国保年金課国民年金班、もしくは日本年金機構までお問合せください	
備考		
未支給年金(厚生年金や国民年金第3号被保険者の期間がある方)		請求者の住所地を管轄する日本年金機構の各年金事務所及び年金を受給している共済組合 日本年金機構 松戸年金事務所 ☎047-345-5517 松戸市新松戸1-335-2 ※お電話でのお問い合わせのみ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
手続き期限	年金受給者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内	
対象者	年金受給者のうち厚生年金、共済年金、国民年金第3号期間がある方が死亡した場合 ※支給要件がありますので、個別にご相談ください	
手続きができる方	請求者本人(生計同一関係のある配偶者等) ※請求順位がありますので、個別にご相談ください	
必要な持ち物	請求者によって異なりますので、詳しくは日本年金機構、もしくはねんきんダイヤルまでお問合せください	
備考		

必要な手続きと内容		受付窓口
死亡届		日本年金機構 松戸年金事務所 ☎047-345-5517 松戸市新松戸1-335-2 ※お電話でのお問い合わせのみ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
手続き期限	備考欄参照	
対象者	年金受給者又は国民年金第1号被保険者	
手続きができる方	備考欄参照	
必要な持ち物	備考欄参照	
備考	年金受給者の場合 個人番号と基礎年金番号が紐付いている方は、住民票上の死亡手続きを行えば、原則、年金停止の連絡も含め手続きを省略できます 国民年金第1号被保険者の場合 個人番号と基礎年金番号が紐付いている方は、住民票上の死亡手続きを行えば、原則、手続きを省略できます（第2号被保険者及び第3号被保険者の場合は、勤務先等を通じて手続き） ※個人番号と基礎年金番号が紐づいているか確認する場合は、いずれかの番号をご用意の上、日本年金機構の各年金事務所にお問合せください	
遺族基礎年金		国保年金課国民年金班 ☎047-366-7352 市役所新館3階 請求者の住所地を管轄する日本年金機構の各年金事務所 日本年金機構 松戸年金事務所 ☎047-345-5517 松戸市新松戸1-335-2 ※お電話でのお問い合わせのみ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
手続き期限	支給事由が発生した日の翌日から5年以内	
対象者	国民年金に加入中の方及び老齢基礎年金のみを受給している方等が死亡した場合 ※支給要件がありますので、個別にご相談ください	
手続きができる方	請求者本人（生計維持関係のある「子のある配偶者」および「子」） ※子とは、18歳到達年度の末日までにある方（障害の状態にある場合は20歳未満）をさします	
必要な持ち物	請求者によって異なりますので、詳しくは国保年金課国民年金班、もしくは日本年金機構までお問合せください	
備考		

必要な手続きと内容		受付窓口
死亡一時金		
手続き期限	死亡日の翌日から2年以内	国保年金課国民年金班及び支所 ☎047-366-7352 市役所新館3階及び支所 請求者の住所地を管轄する日本年金機構の各年金事務所 日本年金機構 松戸年金事務所 ☎047-345-5517 松戸市新松戸1-335-2 ※お電話でのお問い合わせのみ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
対象者	国民年金第1号被保険者期間における保険料納付済み期間が36ヵ月以上ある方で老齢基礎年金等の受給を受ける前に死亡した場合 ※支給要件がありますので、個別にご相談ください	
手続きができる方	請求者本人(生計同一関係のある配偶者等) ※請求順位がありますので、個別にご相談ください	
必要な持ち物	請求者によって異なりますので、詳しくは国保年金課国民年金班、もしくは日本年金機構までお問合せください	
備考		
寡婦年金		
手続き期限	支給事由が発生した日の翌日から5年以内	国保年金課国民年金班 ☎047-366-7352 市役所新館3階 請求者の住所地を管轄する日本年金機構の各年金事務所 日本年金機構 松戸年金事務所 ☎047-345-5517 松戸市新松戸1-335-2 ※お電話でのお問い合わせのみ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
対象者	国民年金第1号被保険者期間における保険料納付済み期間が10年以上ある等の夫が死亡した場合 ※支給要件がありますので、個別にご相談ください	
手続きができる方	請求者本人(夫に生計を維持されていた、婚姻期間が10年以上ある65歳未満の妻)	
必要な持ち物	請求者によって異なりますので、詳しくは国保年金課国民年金班、もしくは日本年金機構までお問合せください	
備考		

必要な手続きと内容		受付窓口
遺族厚生年金		請求者の住所地を管轄する日本年金機構の各年金事務所及び年金を受給している共済組合 日本年金機構 松戸年金事務所 ☎047-345-5517 松戸市新松戸1-335-2 ※お電話でのお問い合わせのみ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
手続き期限	支給事由が発生した日の翌日から5年以内	
対象者	厚生年金に加入中の方及び厚生年金を受給されている方等が死亡した場合 ※支給要件がありますので、個別にご相談ください	
手続きができる方	請求者本人（生計維持関係のある「配偶者」と「子」等） ※子とは、18歳到達年度の末日までにある方（障害の状態にある場合は20歳未満）をさします ※請求順位がありますので、個別にご相談ください	
必要な持ち物	請求者によって異なりますので、詳しくは日本年金機構、もしくはねんきんダイヤルまでお問合せください	
備考		

6 福祉（子ども）に関する手続き

- ◆担 当 課◆ 子ども未来応援課児童給付担当室（市役所新館 9 階）
☎047-366-3127 ※受給状況が不明な場合は、お電話ください。
- ◆受付窓口◆ 子ども未来応援課児童給付担当室又は支所
- ◆手続方法◆ 手続きは、全て郵送でできます。※一部電子申請可能

子ども医療費助成制度 ※助成対象の子どもの場合は手続き不要

亡くなった方	子どもの保護者の場合
申請・届出	受給資格登録変更届
手続き期限	死亡後すみやかに
手続きができる方	同居親族者
必要な持ち物	手続き者の本人確認書類

児童手当 ※児童手当対象児童の場合は手続き不要

亡くなった方	受給者の場合
申請・届出	①未支払 児童手当 請求書 ②児童手当 認定請求書
手続き期限	死亡後すみやかに
手続きができる方	同居親族者
必要な持ち物	詳しくは、児童給付担当室へお問合せください。

遺児手当 ※受付窓口は、児童給付担当室のみです

亡くなった方	受給者の場合	対象児童の場合
申請・届出	①受給者死亡届 ②未支払遺児手当請求	失権届 又は申請内容変更届
手続き期限	死亡後すみやかに	死亡後すみやかに
手続きができる方	同居親族者	同居親族者
必要な持ち物	①手続き者の本人確認書類 ②未支払い請求者である 児童名義の通帳の写し	手続き者の本人確認書類

児童扶養手当 ※受付窓口は、児童給付担当室のみです

亡くなった方	受給者の場合	対象児童の場合
申請・届出	①受給者死亡届 ②未支払児童扶養手当請求	資格喪失届 又は額改定届（減額）
手続き期限	死亡から14日以内	死亡後すみやかに
手続きができる方	同居親族者	同居親族者
必要な持ち物	①手続き者の本人確認書類 ②未支払い請求者である 児童名義の通帳の写し	手続き者の本人確認書類

今まで受給されていない場合で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害がある場合は20歳未満）の父・母が亡くなられた場合は、新たに児童扶養手当を受給できる場合があります。所得制限があるため、詳しくは、児童給付担当室へお問合せください。

ひとり親家庭等医療費等助成制度 ※受付窓口は、児童給付担当室のみです

亡くなった方	受給者（右記を除く）の場合	受給者（高1～高3）の場合
申請・届出	資格喪失届	資格喪失届 又は資格登録変更届書
手続き期限	死亡後すみやかに	死亡後すみやかに
手続きができる方	同居親族者	同居親族者
必要な持ち物	手続き者の本人確認書類	手続き者の本人確認書類

◆各制度・手当の郵送先◆ 松戸市 子ども未来応援課 児童給付担当室
〒271-8588 松戸市根本387番地の5

◆関連ホームページ◆ ※申請・届出書等は、下記からダウンロードできます

子ども医療

児童手当

児童扶養手当

遺児手当

ひとり親医療



7 福祉（障害者）に関する手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
身体障害者手帳返還届		障害福祉課 ☎047-366-7348 市役所新館3階
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	身体障害者手帳所持者が死亡した場合	
手続きができる方	指定なし	
必要な持ち物	・身体障害者手帳	
備考		
療育手帳返還届		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	療育手帳所持者が死亡した場合	
手続きができる方	指定なし	
必要な持ち物	・療育手帳	
備考		
精神障害者保健福祉手帳返還届		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	精神障害者保健福祉手帳所持者が死亡した場合	
手続きができる方	指定なし	
必要な持ち物	・精神障害者保健福祉手帳	
備考		

障害福祉課
☎047-366-7348
市役所新館3階

必要な手続きと内容		受付窓口
自立支援医療受給者証（精神通院）返還届		障害福祉課 ☎047-366-7348 市役所新館3階
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	自立支援医療受給者証（精神通院）所持者が死亡した場合	
手続きができる方	指定なし	
必要な持ち物	・自立支援医療受給者証（精神通院）	
備考		
地域生活支援事業の受給者証の返還		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	受給者証利用者が死亡した場合	
手続きができる方	指定なし	
必要な持ち物	・受給者証	
備考	返還届等の書類の提出は必要ありません	
障害者総合支援・障害児支援の受給者証の返還		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	受給者証利用者が死亡した場合	
手続きができる方	指定なし	
必要な持ち物	・受給者証	
備考	返還届等の書類の提出は必要ありません	

必要な手続きと内容		受付窓口
重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届		障害福祉課 ☎047-366-7348 市役所新館3階
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	重度心身障害者医療費助成受給者が死亡した場合	
手続きができる方	相続人または親族または同居者	
必要な持ち物	・相続人の印鑑 ・相続人の口座のわかるもの	
備考	償還払いの請求は、診療月より2年以内	
難病者援護金受給資格喪失届		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	難病者援護金受給者が死亡した場合	
手続きができる方	相続人または親族または同居者	
必要な持ち物	・届出人の本人確認書類 ・相続人の印鑑 ・相続人の口座のわかるもの	
備考		
特別障害者手当死亡届		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	特別障害者手当受給者が死亡した場合	
手続きができる方	相続人または親族	
必要な持ち物	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・相続人の印鑑 ・相続人の口座のわかるもの	
備考		

必要な手続きと内容		受付窓口
障害児福祉手当死亡届		障害福祉課 ☎047-366-7348 市役所新館3階
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	障害児福祉手当受給者が死亡した場合	
手続きができる方	相続人または親族	
必要な持ち物	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・相続人の印鑑 ・相続人の口座のわかるもの	
備考		
経過的福祉手当死亡届		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	経過的福祉手当受給者が死亡した場合	
手続きができる方	相続人または親族	
必要な持ち物	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類 ・相続人の印鑑 ・相続人の口座のわかるもの	
備考		
松戸市心身障害児福祉手当受給者変更申請書		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	松戸市心身障害児福祉手当受給者が死亡した場合	
手続きができる方	受給者に代わって保護者となる者	
必要な持ち物	・新しい保護者の印鑑 ・新しい保護者の口座のわかるもの	
備考		

必要な手続きと内容		受付窓口
松戸市心身障害児福祉手当失権届		障害福祉課 ☎047-366-7348 市役所新館3階
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	松戸市心身障害児福祉手当の対象児童が死亡した場合	
手続きができる方	受給者または親族	
必要な持ち物	・届出人の本人確認書類	
備考		
松戸市ねたきり身体障害者等福祉手当受給失権届		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	松戸市心身障害児福祉手当の対象児童が死亡した場合	
手続きができる方	相続人または親族	
必要な持ち物	・届出人の本人確認書類 ・相続人の印鑑 ・相続人の口座のわかるもの	
備考		
松戸市福祉タクシー利用資格喪失届		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	松戸市福祉タクシー券受給者が死亡した場合	
手続きができる方	相続人または親族または同居者	
必要な持ち物	・福祉タクシー券の未使用分	
備考		

必要な手続きと内容				受付窓口
松戸市心身障害者自動車燃料助成券（ガソリン券）				障害福祉課 ☎047-366-7348 市役所新館3階
手続き期限	死亡後すみやかに			
対象者	本人が死亡	運転手が死亡	所有者が死亡	
申請・届出	喪失届	変更届	変更届	
必要な持ち物	・未使用燃料券	・未使用燃料券 ・新運転者の免許証 ・車検証原本	・所有者変更後の車検証原本	
手続きができる方	相続人または親族または同居者			
特別児童扶養手当資格喪失届				
手続き期限	死亡後すみやかに			
対象者	特別児童扶養手当の対象児童が死亡した場合			
手続きができる方	受給者			
必要な持ち物	・届出人の本人確認書類			
備考				
特別児童扶養手当受給者死亡届				
手続き期限	死亡後すみやかに			
対象者	特別児童扶養手当の受給者が死亡した場合			
手続きができる方	相続人または親族			
必要な持ち物	・対象児童の通帳（写し） ・死亡の記載がある戸籍謄本 ※1ヶ月以内に発行されたもので「特別児童扶養手当用」で取得			
備考	引き続き扶養する人がいる場合は、新たに認定請求が必要です。ご希望の場合はなるべく早くお手続きください			

必要な手続きと内容		受付窓口
千葉県心身障害者扶養年金支給請求		障害福祉課 ☎047-366-7348 市役所新館3階
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	千葉県心身障害者扶養年金の加入者が死亡した場合	
手続きができる方	受給者(親族も可)、または年金管理者	
必要な持ち物	・死亡証明書(病院で取得) ・加入者の除住民票 ・受給権者の住民票 (年金管理者がいる場合はその方の住民票) ・受給権者の口座がわかるもの (受給管理者がいる場合はその方の口座がわかるもの)	
備考	請求事由が生じてから3年経過すると、年金受給ができなくなる期間が生じます	
千葉県心身障害者扶養年金弔慰金支給請求		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	千葉県心身障害者扶養年金の受給権者が年金支給前に死亡した場合(加入期間1年以上)	
手続きができる方	加入者	
必要な持ち物	・加入者の住民票 ・受給者の除住民票 ・加入者の口座がわかるもの ・印鑑	
備考	請求期間は請求の事由が生じてから3年となります	

8 市営住宅に関する手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
市営住宅退去届		住宅政策課 ☎047-366-7366 市役所新館8階
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	単身世帯名義人が死亡した場合	
手続きができる方	親族	
必要な持ち物	・相続人の印鑑 ・死亡診断書の写し ・相続関係がわかる戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	
備考	退去届提出後、室内の現状復旧、畳の表替え・襖の張り替え等の退去手続きが必要になります	
承継入居申請		
手続き期限	死亡後すみやかに	
対象者	名義人が死亡し、 入居者が継続して居住する場合	
手続きができる方	同居親族	
必要な持ち物	・死亡の事実が証明できる戸籍全部事項証明 (戸籍謄本) ・相続人であることが証明できる戸籍全部事 項証明(戸籍謄本)(死亡の事実が証明で きるものと同一であれば併用可能) ・相続人の印鑑 ・敷金(家賃の3か月分)	
備考	事前に来庁日をご予約ください。また継 続して同居できる方は配偶者、高齢者、障 害者等になります	

MEMO

[illegible]

9 環境に関する手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
犬の登録事項変更届出書（飼い主の変更）		環境保全課 ☎047-366-7336 市役所新館6階 犬と猫のマイクロチップ登録サイト 
手続き期限	犬を取得して（新しい飼い主となって）から30日以内	
対象者	犬登録をしていた飼い主が死亡した場合	
手続きができる方	新しい飼い主	
必要な持ち物	・犬の鑑札	
備考	・環境省登録サイトにマイクロチップ情報を登録している犬は右記二次元コードから手続きください。 ・新しい飼い主が市外在住の場合、お住まいの市区町村で犬の転入手続きが必要な場合があります。詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。本市での手続きは不要です。	
し尿処理申請事項変更届		廃棄物対策課または支所 ☎047-366-7332 市役所新館6階
手続き期限	遅滞なく	
対象者	名義人または同居人の死亡により、名義人変更・人数変更・取消をする場合	
手続きができる方	親族または同居人	
必要な持ち物	無し	
備考	親族または同居人以外の方がお手続きされる場合は、廃棄物対策課までお問い合わせください。	

10 市営墓地に関する手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
松戸市営白井聖地公園墓地使用権承継届		予防衛生課 ☎047-366-7484 松戸市竹ヶ花74番地の3 中央保健福祉センター3階 白井聖地公園管理事務所 ☎047-497-0881 千葉県白井市平塚759番地の1
手続き期限	死亡日から5年以内	
対象者	墓地使用者の死亡により、 承継（使用者変更）をする場合	
手続きができる方	墓地承継者	
必要な持ち物	・承継者の戸籍謄本 ・承継者の住民票（世帯全員記載） ・使用者死亡が確認できる書類 （死亡届の写し等） ・使用者と承継者の続柄を確認できる書類 ・白井聖地公園使用許可証	
備考	墓地使用者のご遺骨を埋蔵する等、各種手 続きを行う際には、承継者となった方名義の 白井聖地公園使用許可証が必要です。 また、手続き期限は「死亡日から5年以内」と なっていますが、届け出をされませんと、管 理料納付通知及び事務連絡等が届かない原 因となりますので、できるだけお早目にお手 続きください。	

11 上下水道に関する手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
(上水道) 使用者変更届、使用中止届 (市営水道給水区域及び県営水道給水区域の使用者)		市営水道給水区域の使用者 水道部総務課 ☎047-341-0430 松戸市二ツ木 2003番地の1 県営水道給水区域の使用者 千葉県企業局 市川水道事務所 松戸支所 松戸市小根本7 ※東葛飾合同庁舎内 県水お客様センター ☎0570-001245 ☎043-310-0321
手続き期限	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください	
対象者	使用者が死亡された場合で、 使用者を変更する場合	
手続きができる方	親族または同居者	
必要な持ち物	無し	
備考	松戸市には、市営水道と県営水道の給水 エリアがございますので、松戸市水道部 のHPでご確認ください 流山市営水道給水区域内（根木内の一 部）については下記へお問合せください 流山市上下水道局お客様センター ☎04-7159-5311	
(下水道) 使用者変更届、使用中止届		上水道にご連絡いただければ下水道の手続きは完了です。 ※井戸（下水道使用）を 使用されている方も同様です。
手続き期限		
対象者		
手続きができる方		
必要な持ち物		
備考	流山市営水道給水区域内（根木内の一 部）についての下水道使用者の変更・中止 については、下記へお問合せ下さい。 下水道経営課 ☎047-366-7394 市役所別館3階	

12 市役所で必要なその他の各種手続き

必要な手続きと内容		受付窓口
準用河川占用許可に係る権利譲渡承認申請書		河川清流課 ☎047-366-7359 市役所別館4階
手続き期限	承継後すみやかに	
対象者	準用河川占用許可を受けている者が死亡した場合	
手続きができる方	承継人	
必要な持ち物	詳しくは担当課までお問い合わせください	
備考	承継者決定次第の手続きとなります	
森林の土地の所有者届出		農政課 ☎047-366-7328 京葉ガス第2ビル4階
手続き期限	所有してから90日以内	
対象者	売買や相続等により森林の土地を新たに所有した方 (ただし、地域森林計画の対象民有林のみ)	
手続きができる方	新たな所有者	
必要な持ち物	・登記事項証明書(写し可) ・土地売買契約書等権利を取得したことがわかる書類 ・位置図等土地の位置を示す図面	
備考	届出の対象となる森林は、農政課で確認できます	
法定外公共物(水路)占用許可に係る権利義務承継届		用地課 ☎047-366-7356 市役所別館2階
手続き期限	承継後すみやかに	
対象者	法定外公共物占用許可を受けている者が死亡した場合	
手続きができる方	承継人	
必要な持ち物	詳しくは担当課までお問い合わせください	
備考	承継者決定次第の手続きとなります	

必要な手続きと内容		受付窓口
道路占用許可の変更届出		建設総務課 ☎047-366-7357 市役所別館2階
手続き期限	承継したときから15日以内	
対象者	道路占用許可を受けている者が死亡した場合	
手続きができる方	承継人	
必要な持ち物	詳しくは担当課までお問い合わせください	
備考		
法定外公共物（里道）占用許可に係る権利義務承継届		用地課 ☎047-366-7356 市役所別館2階
手続き期限	承継後すみやかに	
対象者	法定外公共物占用許可を受けている者が死亡した場合	
手続きができる方	承継人	
必要な持ち物	詳しくは担当課までお問い合わせください	
備考		
農地法第3条の3の規定による届（農地台帳の整備のため）		農業委員会事務局 ☎047-366-7387 京葉ガスF松戸第2ビル
手続き期限	無し ※変更の必要が生じた時	
対象者	相続登記を終了した農地の相続人	
手続きができる方	同居人または代理人（委任状）	
必要な持ち物	詳しくは担当課までお問い合わせください	
備考		

必要な手続きと内容		受付窓口
松戸市災害弔慰金の支給申請		市民安全課 ☎047-366-7341 市役所新館9階
手続き期限	葬祭後すみやかに	
対象者	本市の住民基本台帳に記載されている者が災害（地震、火災、交通事故、及びその他外因による被害等）により死亡した場合 ただし、松戸市犯罪被害者等支援条例で支給対象となる場合を除く	
手続きができる方	遺族で葬祭を行う者	
必要な持ち物	詳しくは担当課までお問い合わせください	
備考	支給額は30,000円です	
松戸市犯罪被害者等支援条例に基づく遺族支援金		市民安全課 ☎047-366-7285 市役所新館9階
手続き期限	当該被害があった日から1年以内	
対象者	犯罪被害によって死亡された場合	
手続きができる方	配偶者等又は親族 ※配偶者等の考え方や請求順位がありますので、個別にご相談ください	
必要な持ち物	請求者によって異なりますので、詳しくは担当課までお問合せください	
備考	支給額は300,000円です	

13 その他の手続き / 不動産の相続登記等について

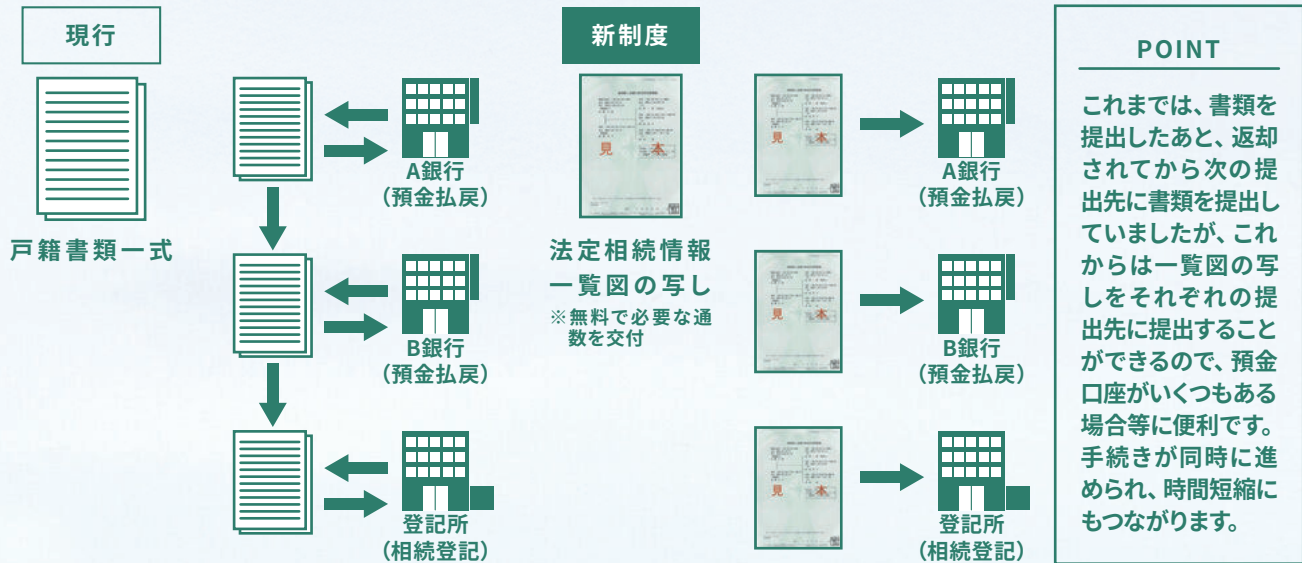
必要な手続きと内容		受付窓口
不動産の相続登記等		千葉地方法務局松戸支局 ☎047-363-6278 松戸法務総合庁舎2階
手続き内容	令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。正当な理由なく、相続登記がなされない場合は過料が課せられることがあります。相続人となった場合には、遺産分割協議を行うなどして、相続した不動産について相続登記を行う必要があります。	
手続き期限	相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。 (詳細は法務局ホームページをご覧ください。)	
対象者	相続人	
手続きができる方	相続人	
必要な持ち物	法務局ホームページをご覧になるか最寄りの法務局又は専門家（司法書士等）へお問い合わせください。	
法定相続情報証明制度		
手続き内容	各種相続手続きに必要な戸籍謄本等一式の提出に代わる証明書を取得できる制度です。	
手続き期限	無し	
対象者	相続人	
手続きができる方	相続人	
必要な持ち物	法務局ホームページをご覧になるか最寄りの法務局又は専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士）へお問い合わせください。	

法定相続情報証明制度について

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続きの流れ

① 必要書類の収集

市区町村の窓口で戸籍除籍謄本などを収集します。

② 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。所定の申出書に必要事項を記入し①②の書類を添付して登記所へ申出をします。

③ 申出書を記入し登記所へ申出

認証文付き法定相続情報一覧図の写しが交付され、戸籍除籍謄本等が返却されます。



POINT

時間がない場合や、必要な戸籍、書類が遠方にある場合など、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は専門家※2に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きはこちら！

法務局ホームページ

検索

千葉地方法務局
<http://houmukyoku.moj.go.jp/>

14 市役所以外に必要なその他の手続きとチェックシート

—— 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等(身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p.16 遺族厚生年金をご参照ください。>

—— 亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を 取りやめようとする年の 翌年3月15日まで	

— その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

故人に財産などがある場合、必ず相続の手続きをしなくてはなりません。
必要な手続きをチェックリストにしましたので、順番に確認していきましょう。

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数
☒	不動産の相続登記等	3年以内（詳細は法務局 HP 参照）	令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。正当な理由なく、相続登記がなされない場合は過料が課せられることがあります。相続人となった場合には、遺産分割協議を行うなどして、相続した不動産について相続登記を行う必要があります。

—— 少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

緊急で行う必要はありませんが、人によっては必要になる可能性のある手続きです。
チェックリストに該当項目がある場合は、お問い合わせ窓口を確認してみると良いでしょう。

	項目	期日	お問い合わせ窓口	必要な持ち物
☒	運転免許証の返納	早めに	警察署	運転免許証
☒	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 死亡したことがわかる 戸籍謄本 届出人の身分証明書
☒	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
☒	水道料金の 名義変更・解約		水道営業所	
☒	NHK の名義変更・解約		NHK	
☒	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービス等
☒	クレジットカードの解約		各クレジット社	各会社より 必要書類を取り寄せる
☒	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも 代行可能

つらい気持ちを聞いてもらいたい時は

電話相談

相談窓口	電話番号	受付日時
生きる支援相談窓口 (健康推進課)	047-703-9293	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
#いのち SOS (NPO 法人ライフリンク)	0120-061-338	24時間365日
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間365日

わかちあいの会「ひだまり」

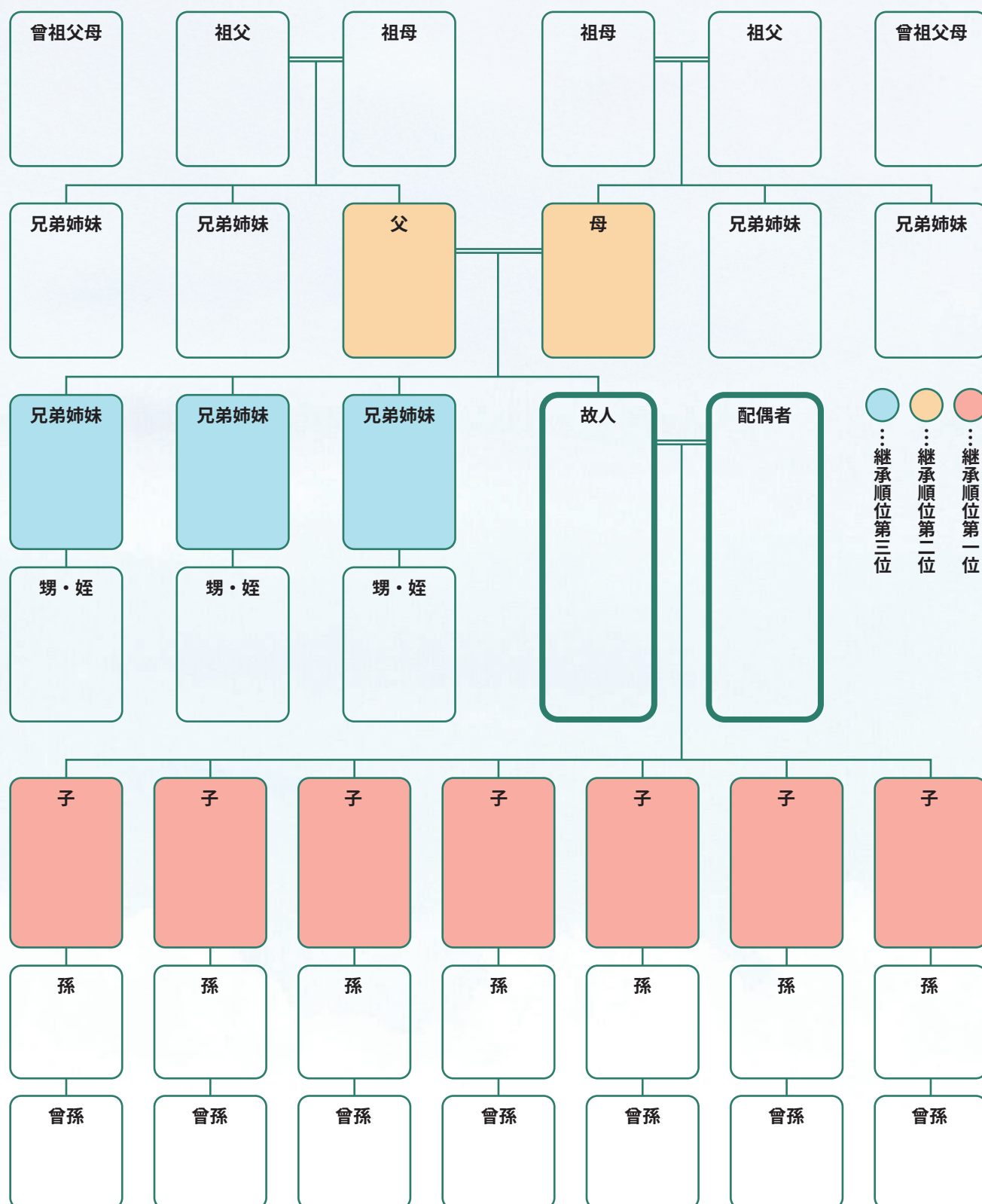
主な内容	ご家族や身近な方を自死（自殺）によって亡くされた方が、悲しみを語り合い分かち合える場です。 詳細「千葉いのちの電話」ホームページにて。
日時	奇数月第2日曜 13:30～16:00 アミュゼ柏
申込	当日、直接会場へ（事前の予約は不要）
お問合せ	043-222-4416（千葉いのちの電話 事務局）平日 9:00～17:00

認定NPO法人 千葉県東葛地区・生と死を考える会（とうかつ生と死を考える会）

主な内容	愛するご家族・友人などを、病気や事故、自死で亡くされた方など、死別の喪失体験をした方たちの心の痛みを分かち合う場を持っています。 ●自死遺族の語り合いの場「まんりょうの会」 ●喪失体験者の集い ●死別の痛みの分かち合いの会 ●遺族のためのグリーフ・ケア ●子どもグリーフサポートの集い ●月例の講習会・学習会 この他にも個別相談を行っています。日程、場所の詳細は「とうかつ生と死を考える会」ホームページの「グリーフケア」にて。 また、毎月第1月曜、第2火曜、第3金曜の20:00～22:00、第4火曜の10:00～12:00には電話相談も行っています。
所在地	柏市南柏 1-5-14 南柏会館 7F
お問合せ	04-7141-2440（とうかつ生と死を考える会 事務局）

[illegible]

ご遺族メモ / 家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所以外で行う手続き

相続について

広告掲載事業者

改葬許可申請について

埋葬されているご遺骨を今とは別の墳墓に移すためには、「改葬許可証」が必要になります。手続きに関するご案内は、以下のとおりです。

※市区町村によって、一部取り扱いが違う場合があります。

1. 申請するところ

ご遺骨が埋葬されている墓地のある市区町村で申請をします。

松戸市では、市民課および各支所で申請できます。

2. 申請に必要なもの

- ・改葬許可申請書 市の窓口にご用意してあります。
墓地によっては、改葬許可申請書を兼ねた埋葬証明書が発行されることもあります。
- ・埋葬証明書 現在埋葬されている墓地の管理者等から発行してもらいます。
上記の改葬許可申請書に現在の墓地管理者等から改葬されるご遺骨の埋葬の事実について証明を受けた場合は、省略することができます。
- ・申請者のご印鑑 改葬許可申請書の申請者欄に押印していただきます。
- ・受入証明書等 改葬先の墓地管理者等からご遺骨の受け入れや墓地の使用を許可する旨の証明書等を発行してもらいます。（例：永代使用許可証等）
- ・承諾書 改葬許可申請の申請者と墓地の使用者が異なる場合に必要となります。改葬について、現在の墓地の使用者から承諾を得る必要があります。

3. 改葬許可証の交付日

申請に不備等がなければ、申請日当日に交付されます。

4. 手数料

無料

以上となります。ご不明な点は、申請先にお問い合わせください。

ご相談・お問合せ先

松戸市役所 市民部市民課 戸籍担当

〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地5

☎047-366-7340

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 28 horizontal green lines.

発行 松戸市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年10月作成

